

川島町学校規模適正化検討委員会小委員会設置要綱（案）

（目的）

第1条 川島町学校規模適正化検討委員会設置要綱第8条の規定に基づき、川島町学校規模適正化検討委員会（以下「検討委員会」という。）の円滑な運営を図るため、検討委員会に川島町学校規模適正化検討委員会小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定又は上申するものとする。

- (1) 川島町立小学校の配置及び規模の適正化に関する基本的な考え方を策定するための具体的な方策に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか検討委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 小委員会は、検討委員会の委員の中から、検討委員会の会長が指名する8人以内の委員をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 小委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、検討委員会の会長が招集する。

- 2 小委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 小委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 小委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 小委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が小委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 月 日から施行する。